

第2回 小樽市自治基本条例検討委員会

開催日時

平成30年10月2日（火） 13:30～15:20

開催場所

小樽市役所 消防庁舎6階 講堂

出席

（欠席 アドバイザー 横山純一氏）

会 長	石 黒 匡 人 氏	（元小樽市自治基本条例策定委員会 委員）
副 会 長	荒 田 純 司 氏	（元小樽市自治基本条例策定委員会 委員）
	小笠原 眞結美 氏	（元小樽市自治基本条例制定委員会 委員）
	佐藤 美代子 氏	（元小樽市自治基本条例制定委員会 委員）
	中 一 夫 氏	（元小樽市自治基本条例制定委員会 委員）
	田 口 智 子 氏	（元小樽市自治基本条例制定委員会 委員）
	勝 俣 信 俊 氏	（第1期小樽まちづくりエントリー制度経験者）
	大 屋 隆 氏	（第2期小樽まちづくりエントリー制度登録者）
	堀 口 雅 行 氏	（一般公募）

※傍聴者 1名

— 会議内容 —

<p>自治基本条例 の取組の検証 (第3章～第6章)</p> <p>石黒会長</p>	<p>～ 会 議 開 始 ～</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さま、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。 第2回条例検討委員会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは次第に従いまして、早速、始めます。前回検討委員会での 議論のまとめについて資料があるということですので、まずそちらに ついて説明をお願いいたします。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>— 資料1の説明 —</p>
	<p>資料1の説明をしていただきましたけれども、前回の議論をまとめ たものということですが、何か「ちょっと違うのではないか？」です とか、「こういうこともあったのではないか？」ということはいかがでしょうか？よろしいですか？</p> <p style="text-align: center;">（特に意見なし）</p> <p>それでは次に、今日予定している部分の議論に入っていくことにし</p>

<p>石黒会長</p>	<p>たいと思いますが、一定の分量がありますので、ある程度分割して進めます。最初に事務局から説明していただいて議論をして、そこがまとまったら次の議論に移っていきたいと思いますが、条例の後半部分に連動して関係する話ですとか、いろいろあると思いますので、次回パートだからといってあまり厳密にこだわらないで、その都度ご質問やご意見を出していただければと思います。</p> <p>まずは、前回配布の資料4の2ページ目、第3章「情報の共有」から本日は始めさせていただきます。</p> <p>では、該当部分につきまして、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 前回資料4（2ページ 第3章）の説明 —</p>
<p>石黒会長</p>	<p>前回資料4の2ページの説明をしていただきましたが、この部分で何かご質問、ご意見はございますか？いかがでしょうか？</p> <p>今日の後半でこちらと併せてご意見などを出していただいても構いません。あるいは、後ほど出てくる話かな、ということでも、今の段階でお話いただいても構いません。</p> <p>前回資料4中、第五条「情報の提供」の条例施行前からの取組③の中でポツポツとあるのですが、「テレビ・ラジオの市のお知らせ」とあって、テレビというのは土曜日の朝にSTVで放送している番組、あれだけですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>コストパフォーマンスはどうなんでしょう？かなり費用がかかるのではないかと思うのですが、効果は？</p>
<p>事務局</p>	<p>費用的には当然かかりますけれども、土曜日のあの時間帯というのは定着していますので、各課では番組で情報を流すのは一般的になっていますし、市民に見てもらっていると思うので、一定の効果はあるのかなと思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>それを見た市民からの問い合わせがあったりするということですね。テレビが一番確かに見られます。札幌市でも見られますから、札幌市から小樽市に通勤している人にとってもありがたいですね。</p> <p>小樽市民の方にとって「わざわざテレビでやらなくても…」とか、「(多額の) お金がかかるなら他の事業に…」という声がないのかなと思って質問してみました。前回もSNSなどの新しい媒体での情報発</p>

<p>石黒会長</p>	<p>信の話もありましたので、それも含めた意味でお聞きしましたが、他にも「こういうことが足りないのではないか」などのご意見はありますか？よろしいでしょうか？</p> <p>第25条「説明責任」は次回検討予定の「行政運営」の箇所で具体的にいろいろと出てくるので、その時に併せてご質問・ご意見あれば出していただくということで。</p> <p>では、ひとまず前回資料4の2ページの内容については、区切りをつけてよろしいでしょうか？</p> <p>後で、ご意見など出てきたら戻りますので、次に進んでいきたいと思えます。</p> <p>では、前回資料4の3ページから説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 前回資料4（3～5ページ 第4章）の説明 —</p>
<p>石黒会長</p>	<p>3～5ページ、第4章について、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>審議会等への市民の参加の件ですけども、資料2-1を見ると実際に小樽まちづくりエントリー制度に登録している人数に比べて、実際に参加している方は少ないですね。</p> <p>審議会の開催時間について、平日の日中という時間は、市民によってはなかなか出られないですね。結局、実際に参加する人は偏ってしまいます、年配の方ですとか。</p> <p>例えば、審議会や委員会を平日ではなくて、休日に開催するということがあってもいいのかなと思います。特に若い、お勤めしている方の意見が反映されるような仕組みに今はなっていないと思います。ですから、その点は検討をお願いしたいと思います。</p>
<p>石黒先生</p>	<p>今のご指摘、ご意見について、何かございますか？審議会等の開催日時に工夫が必要ではないかということですが、確かにそうですね。曜日・時間帯によって参加できる人達が限定されてしまいます。</p> <p>お子さんがいる女性は夜の参加が難しかったり、逆に勤めている方は夜でなければ参加できないなどのほか、審議会の種別やテーマによってもいろいろあって結構大変な面があるかもしれません。ただ、工夫の必要性がいっぱいあるということですね。</p> <p>審議会の開催日時・曜日に関してご意見などありますか？よろしいですか？では、これ以外でご意見等をいただければと思います。</p>

<p>佐藤委員</p>	<p>各審議会に公募委員がいて、公募の時に女性枠っていうのが指定されている委員会などがありますよね？「女性は何名」ですとか。公募の場合に、一般的な公募と「女性は何名」、「男性は何名」などとするやり方がありますよね。公募の決め方や決まりみたいなものがあるのかなという疑問があるのですが。いろいろな審議会などに行くと、公募で必ず女性一人、男性一人が来ていたりして、「枠」があるような気がするんですけども。</p>
<p>事務局</p>	<p>不承知で申し訳ありませんが、「広報おたる」で委員の公募が掲載される時、「男性・女性を問わない」と目にすることが多いです。男女共同参画課には目標値があるでしょうし、そのため（全庁的に）調査もあります。逆にお聞きしますが、女性枠がある審議会の例はどのようなものでしょうか？</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>いろいろな審議会に委員を集める時に、団体推薦という枠がある場合に、例えば、私が所属している団体から1名は入れていただきたい、その他は公募で、という時に公募の決まりというとおかしいですけど、男性1名とか、女性1名とか。</p> <p>この資料2-1で公募委員からの参加をみると、非常に女性の公募の人数が男性と比べるとちょっと少ない感じがするので、一般公募でこうなった結果なのか、あえてこちらの方から指定された枠でこうなったのか、ということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>自治基本条例を担当している企画政策室としては、審議会を設置する時に、公募する際には「何々の枠」ということはしていません。基本的に公募で性別を指定することはないと思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>市役所の中で審議会を設置して検討していく時に、男女に偏りがないように、その審議会委員の最低何%以上は女性を指定するなどの基準や決め事はないということですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>男女共同参画課では「女性の割合 何%」と目標値があります。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>目標値はあるんですね。でも、それはそれぞれの審議会を所管する部署がいろいろなことを考えながら、なるべく目標値を満たすように努力するけれども、必ずしも満たせるわけではない、と。</p> <p>その関係で、女性何人とする場合もあるかもしれないし、そうではなく応募者の中からできるだけ目標値を考えながらやる、という感じ</p>

<p>石黒会長</p>	<p>でしょうか。</p> <p>一律にはできない面はあると思いますが、趣旨は徹底されているのでしょうか？いろんな部署があると思うので。</p>
<p>事務局</p>	<p>目標値というのが当然ありますし、審議会の委員構成の調査が毎年あります。「女性の割合はどうでしたか？」というものでして、各所管部署に男女比の意識はあると思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>男女共同参画推進市民会議というのもありますよね。例えば、そこで「目標値に近づいているか？」とか検討されるのかもしれませんが、そういうときに「こういう審議会の委員構成はどうなっているのか？」というチェックをしているのではないですか？</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>していると思います。そういう資料を見たことがありますね。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>例えば、前回資料4でいうと、第8条第3項で「市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。」となっています。その取組として、男女比が適正になっているかということをも男女共同参画課関連のところでみているわけですよね。</p> <p>であれば、取組の中にそれも挙げるということになると思うんですよ。そうすると、男女比等の配慮について取り組んでいるんだなということが分かるようになります。</p> <p>「では、どこまで本当に実効性のある形でやっているのか？」というのは別の話になると思うんですけど。皆さんの中には、ここだけではなく、いろんな委員会などに参加されている方もいると思いますけど、その委員会が「男性ばかりだったな」ですとか、「女性が私一人だった」という経験があれば、ご指摘いただければと思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>港湾関係の会議などは、女性が公募一人、二人という感じで、地方港湾審議委員会なんかは非常に少ないですよ。</p> <p>それから、先ほどの意見の中で、公募の中で、男女比もそうなんですけど、委員会等の会議の時間によって、年齢が若い人が応募したくても応募できない条件を出されると、なかなかそういう機会がないので、できればそういうようなものをすべて条件整理していくと、若い人も応募できるだろうし、男女の比率について規約などがなければ、偏らずに公募できると思います。公募の意味っていうのが、もっとラフな形でやっていただければありがたいなと思います。</p>

<p>石黒会長</p>	<p>取り組んではいるけれども必ずしも十分ではないのではないかと、というご指摘だと思いますが、先ほどの小笠原委員のお話の例だけではないと思いますけど、女性の参加を阻む面もあるということもあるかもしれません。もっと広く市民参加を募っても、時間と曜日による制約がある。それはやむを得ない面もあつたりするのですが、性別についても一定の団体や職種から推薦してもらふ会議等もあつて、市が女性を何%入れたいと言つても、推薦する団体の方で男性しかなくて、男性だけ集まってしまうとどうしようもないわけです。そういう場合もありますけど、まだまだ推し進めていく上で阻害になっている部分、十分ではないところがあるということです。さらに検討して改善していただきたいと思います。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>一件よろしいでしょうか？後から出てくることかもしれませんが、情報公開についてなんですけど、こういった委員会・審議会ですが、市議会はたまに映像で公開されていますよね。審議会の様子とか委員会の様子をもし公開できるような状況ができれば、もっともっと市民がこういうことに関心をもてるのではないかと思います。今の時代、通信、いろんな方法があるじゃないですか。昔のように大掛かりではなくても、本当にどんなことが話されているのか分かるだけでよかったら、今ですと、通信回線を使ってできますよね。そういうことも必要なのかなと思います。そういうことで市民の関心をそちらの方へ向けていくことになると思います。どこにいても見られる状態ということですね。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>インターネットで見られるようにすることは簡単にできるのですか？映す機器などは？</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>はい、できますよ。普通のカメラ、ビデオカメラで。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>確かにスマートフォンなどでネット環境があれば見られるわけですから、もうちょっとちゃんと機器を揃えてやれば。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>そうですね。スマホだと電源が途中でなくなってしまうので、小さな普通のカメラで大丈夫です。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>費用がかからないでやれるなら推進してほしいですね。この前回資料4の中でも会議自体の公開は進めているとあります。</p>

<p>事務局</p>	<p>「情報の公開」のところですね。基本的には、新設の審議会については「いつでも入ってきてください」と公開していますけど、会議中の光景を外部に中継しているのは市議会だけかもしれません。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>各種審議会だけではなくて、公開しても問題がないものは、できるだけ外部中継を含めた公開を進めていいのではないのでしょうか。あるいは、市民の関心が高そうなものを優先して、など。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>なかなかその会議場に行くというのは勇気のいることだと思うんですよね。でも、家庭でパソコンを見るのだと気軽にできるので、今はやっぱりそういう時代かなと思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>いろいろ配慮、考えながらやる必要はあるでしょうけれど、そうして推し進めていくことは必要かと思います。</p> <p>今の関係で他に何かありませんか？</p>
<p>勝俣委員</p>	<p>今の話の続きなんですけれども、例えば「こういうことをやりましたよ」と、前回資料4の最初の方の「情報の提供」の部分で、ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどによる情報発信が出ているじゃないですか。</p> <p>それで、市のホームページはまだまだ見にくいんですよ。ページを開くと、バーっと文字ばかりが全面に出てきちゃうんで、「あっ、面倒くさい」って、思ってしまう。</p> <p>あれを絵で選択してスタートできればいいんですけど、文字が先に出てくるものですから。フェイスブックやツイッターですと、簡単な形で紹介ができるので、「こういう会議でこういう内容をやりましたよ」と例えば写真を1枚掲載してフェイスブックなり、ツイッターなりに情報を流すとか、こういうことをやっているんですよという情報を与えるとか。会議等が終わった後の話になってしまうんですけど、動画っていうこともあると思うんですが、動画が難しければ、写真等を提供するというのもあるのかな、と。「こういうことをやっているんだな」ということは、フェイスブックやツイッターだったら、皆さん、「#小樽市」と検索すれば、すぐに見られるので。非常に見やすく簡単に見られるし、港に船が入ってきてもすぐにツイッターにもフェイスブックにも投稿できますよね。簡単で見やすく、便利だなと感じているんで、恐らく、市民の方も同様に感じているところはあると思います。そういうもので情報を流していくというのも一つの手なのかなと思います。</p>

<p>石黒会長</p>	<p>他の自治体の話だったかもしれませんが、市のホームページが見ずらいという声があると聞きました。一般的に役所のホームページってそういう面があるかもしれませんね、今のご指摘というのは。</p> <p>あと、今のご意見は「実施後」の情報提供ですが、「実施予定」の情報提供もしていると思うんですけど、例えば、審議会などを開く時、最低半月前には公表して皆さんに周知というか見られるようにするという基準はないのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>特に基準はありませんね。審議会の運営自体の基準を設けていないので、その点はちょっと問題なのかもしれません。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>第8条第1項の中で、市民参加のための「仕組みの整備」がうたわれています。条例理解度の意識が高い部署であれば問題ないのでしょうけど、必ずしも職員の皆さん、いろんな業務を抱えていますから、研修などをしていても意識が十分でない方もいるでしょうし、やはり市の中で市民参加を進めていくためには、ホームページ等の管理者の人ができるだけアクセスしやすいようにしなければいけません。</p> <p>予め分からないと、日程がたまたま空いていて、たまたま知ったから来るということしかできないわけですから、当然、一定期間前に分かるようにしておかなければなりません。そういうことも必要でしょう。</p> <p>そういういろんな内部的なルールというか、そういうものを作っておかないと担当者個人々々の判断でやっていたらバラバラだと思えますし…。</p>
<p>堀口委員</p>	<p>今の話を聞きながら、こういう審議会等の公開について考えていたのですが、私も以前、小樽市の「子ども子育て支援制度」について検討する審議会にオブザーバー参加できないかと、市のホームページを見ながら探したんですけど、「次回は何月何日に審議会を開催します」とあって、確かオブザーバー2、3名限定で受け付けるとあり、参加したことがあるんです。</p> <p>本当に情報公開するということと、周知をするということからすると、「こういう会議を事前にこういうテーマで開催するので、もし興味がある方はオブザーバー参加できます」などとしていいでしょう。</p> <p>直接意見を言えないとしても議論を聴ける、オブザーバー等の立場を理解できる人が参加できるという審議会に参加経験のある私としては、小樽市で全体的にはそういうルールを作っていないということで、こういう審議会ができるだけ全体的にオープンになればいいな</p>

堀口委員	と思いました。
石黒会長	<p>意欲・関心があるにもかかわらず、なかなか参加しにくいとなれば、望ましい状態ではありません。</p> <p>今、話があったオブザーバーというのはどういう立場の方でしょうか？傍聴人ともまた違うのでしょうか？</p>
事務局	オブザーバーには発言権はあったのでしょうか？
堀口委員	なかったと思います。
事務局	一般的にオブザーバーと言えば、この委員会だと横山先生（※当日欠席）が該当しますので、意見・発言はできると思いますが。
堀口委員	その時は、席は委員の後ろ側でした。
石黒会長	<p>会議の場合、正式な委員に発言権、決定権や投票権がありますけれど、傍聴人は傍聴だけですよね。オブザーバーは、その立場をもうちょっと緩めて、質問などが時に許されたりなどですよね。単に傍聴するだけでは、もどかしくなります。</p> <p>委員の間での議論や検討を妨げるようなことは問題になると思いますが、特にそういう問題がなければ、有益なご意見・ご指摘はあると思うので、そういう立場でならますます参加しやすくなります。『委員』であればちょっと…」と躊躇するかもしれませんが、傍聴制度等があって「聴きたいことが聴けるのだったら、足を運ぼうかな」と思う市民が広がっていくかもしれません。</p> <p>その審議会・委員会の運営の仕方や議題によっては「そんなことはできない」という場合も当然あるでしょうけど、もっと傍聴・オブザーバー制度を導入してもいいというがあると思うので、その辺を工夫していただければいいなと思います。</p>
小笠原委員	<p>ちょっとお聞きしたいのですが、いろいろ委員会等がある中で、公募の委員、あるいは、まちづくりエントリー制度からの市民を入れる、入れないの判断というのは、どこがしているのですか？</p>
事務局	各所管課です。
小笠原委員	公募委員等が入っていない委員会等もありますが、この基準はどこ

<p>小笠原委員</p>	<p>で決めているのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の構成が法律等で決まっている場合もありますし、そうでない場合もあります。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>そういう基準を検討した方がいいでしょう。厳格にはすぐ決められないと思いますけど。個人のプライバシーに関わることを審議する会議や権利・義務の決定、受給権、支給を認めないなど裁判官の合議のようなものもあつたりするので、こういうものは市民公募委員は馴染まないと思います。</p> <p>ただ、それらが全て区別されて実施されているのかというのは分かりづらいですね。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>そうであれば、公募できないものは資料から外してもいいですよ。公募できるもののみを整理して公表すると、市民はそれを見て「こういうものに興味があるから、公募委員に応募して意見を言おう」となりますけれど、できないものはできないと色分けしておくとか分かりやすいと思います。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>今日の資料2-1を見ると、こういう会議にも市民が委員として入れるのではないかなと思える審議会等があつて、その中に公募委員が入っていなかったもので、少し違和感があつたものですから。</p>
<p>勝俣委員</p>	<p>私もまちづくりエントリー制度（※第1期）で審議会に参加した経験があるのですが、当初、市に申し込む時に、どんな分野に興味があるか実は選択できるんですよ。自分が全然不得意の分野は選択しないで、「こういうとこに興味がある」、「こういうところに出てみたい」というところを選択してエントリーしておくとか、それに見合ったもので、その担当課から「いかがですか？」と打診があるんです。最初に自分がエントリーするときどの分野を選択するかというのも一つあるんですよ。その制度をもう少し考え方を考えてみるとういのかもしれませんが、私の時は選びやすかつたので、不得意なところは除いて、興味があるところにチェックを入れて申し込みました。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>まちづくりエントリー制度によって名簿登録された方で公募委員として委員会等に入っている人は、（資料2-1の）右端の欄に記載されているということですね。エントリーする方は、自分で興味のある分野を選ぶ、と。すると、この欄の左隣の欄の「公募」はまちづくりエ</p>

<p>石黒会長</p>	<p>ントリー制度の名簿に登録されていない方で委員になっている方を表しているんですよね。ゼロになっている欄は、公募したけど応募がなかったからゼロなのか、そもそも公募していないのか区別が分からないんですよね、この表は。それは分かるようにした方がいいのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状で公募をして応募がなかった場合は、エントリー制度を使って一般の方に入っていただくようにはしております。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>誰も応募してこなかった会議で、誰も希望していない分野の会議でもエントリーしている人達の中から声を掛けているということですね？</p>
<p>事務局</p>	<p>希望分野は6種類ありまして、その中に「市政全般」というものもあり、その方たちに「こういう委員会ですけども、いかがですか？」とお声掛けをさせていただいております。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>では、そういう形でも入っていただくので、資料2-1で公募してゼロということはないということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には、法律や条令で「こういう団体から推薦された人で構成する」というようになっております。一般市民の方がこういう審議会等の中に入ってくる場合は、条例や要綱・規則の中で、はっきりと「市民」をうたっているものもあれば、「市長が認める者」という場合もあります。その中で市民の方に入っていただくというものばかりですね。</p> <p>資料2-1の中で公募委員の欄が空欄となっているものは、おそらく、地方自治法などで、委員構成が決められている審議会が多いんですね。そういう審議会等であれば、市民の方が入っていない場合が多いです。あと、会議の内容の専門性が高過ぎる場合も市民の方を含めない場合が多いです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>そうですね。法律等で決められている場合はどうしようもないですよ。条例で決められているものであれば、条例の決め方がおかしいのではないかとことはあり得るわけですね。そうであれば、条例を改正しなさい、という場合もあるわけですね。</p> <p>例えば、「小樽市老壮大学運営委員会」には公募による委員がいないことになっています。これの専門性はそんなに高くはなさそうに思え</p>

<p>石黒会長</p>	<p>ますが…。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは要綱・規則で定められている委員会で、学識経験者を中心に構成するようになっていきますね。その他、高齢者に関する事業ですので、高齢者団体からも委員の推薦をいただいております。</p> <p>この表（資料２－１）で空欄であっても、結局のところ、市民団体、例えば、総連合町会ですとか、そういった団体からも入っていただいておりますので、「公募」ではないんですけれども、「市民」の方は入っている審議会は多いです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>なるほど、そうですね。他の方はよろしいですか、この問題について。少なくとも市の中で考え方を整理しておかなければならないかなということですよ。そうすると「その考え方はおかしい」などの指摘もあったりして、より良いものになっていきます。そういうところをちょっと検討していただきたいと思います。これは先ほどの男女共同参画の話と連動してくると思いますし。</p> <p>続いて、関係するところを議論してもいいですし、また違うことでも構いません。ご質問・ご意見などございますか？</p>
<p>中委員</p>	<p>第10条のコミュニティのところ、条文の文言の話ではないですが、たまたま先月の28日に小樽市総連合町会が「先進町会視察」という研修を行ったので、少し人数が足りないということで呼ばれて、苫小牧に行ってきたんです。</p> <p>その時に「小樽の町内会と感じが違うな」と思いました。何が違うかと言うと、生産年齢人口が苫小牧は、小樽と比較して圧倒的に多くて、苫小牧17万人、小樽11万人なんですけど、高齢者の数はそれでいて同じくらいという状態でした。町内会の数も違ったり、いろいろ知ったんですけど、全体的に若い地域というか、何となく活力を感じてきました。</p> <p>その中で「市の支援員制度がどのように活用されているか」という話があって、小樽市の生活環境部の管理職の方が一生懸命説明して、平成19年度に始まったけれども、課長職以上の人が担当になって出向く制度になっているらしくて、前回、堀口さんがおっしゃられていた町内会の中に自発的に入っている市職員の人数が多くてうまくいっているというお話だったんですけど、苫小牧でも自発的に入っている職員も結構いて、望洋台町内会ほどたくさん入っているところはないと思いますけど、支援制度と言っても、義務的に市から出向いている人よりは、自発的に町内会に入っていく市の職員の方が、やはりまと</p>

<p>中委員</p>	<p>まっって中に入っていかれているんだなと思いました。何となく小樽市の町内会の中では、この支援員制度をちょっと使いにくく感じている町内会が多いのと、そもそも町内会長が80歳になってしまっって全体的に活力が無くなっている町内会が多くなると、「いろいろ新しいことをやってみようか」とか「いろんな意見を聴いてみたい」という気持ちがちょっと薄れている傾向が強くなっているのかなと思って、今日は町内会をどうしようかという話ではないですから、問題提起ということではないんですが、若い人が入ってこれるようなコミュニティを小樽市の中でたくさん作っていくとなると、町内会の位置づけってすごく大事で、今はもう一踏ん張り見直しの時期にきているのではないのかなと思いました。</p> <p>ただ、逆に苫小牧よりも町会への加入率は小樽の方が10%以上多くて、というのは、苫小牧は若い人が多いからアパートに住んでいる人はほとんど入らなくて、そういう意味では、高齢化して円熟している小樽の良さも逆にあるのかなと感じて帰ってきました。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>コミュニティの位置づけ、守り育てていくということは重要なことだとは条例でもうたっているわけで、そういうことで取組として見ても、町内会の果たしている役割は大きく、小樽市はもちろん、各自治体でもそうですけど、町内会組織の活動がいろいろな問題、課題を抱えている中で、どうやっていったらいいのかということも問題になるのですが、自治基本条例の10条を実質化していくために、こういうことを踏まえた検討をしていく必要があるのではないかと、例えばですね。</p> <p>そうだとすれば、実際に具体的な組織を立ち上げて検討していくかもしれないし、市役所の中でまず検討するかもしれないし、いろいろパターンがあるかもしれません。何か一定の方向性のある、町内会の活動を支援する制度など、先ほど「使いにくい」との声もありましたが、そういうものを使いやすくするとかもっと別なものをなどのご意見やご指摘などはありませんか？</p>
<p>勝俣委員</p>	<p>今、私が加入している町内会で一つ問題になっているのが認知症カフェで、どう取り組んでいくかということが課題になっています。できれば市の専門の方に入ってもらえれば助かるなという課題なんです。認知症カフェというのは、結局、どちらかの民間事業者さんがやっているものですよ。たまたまこちらの町内会では、そういう方が作ったチラシを町内会で回せないという規定になっているんです。要するに、チラシが「営業」活動と見なされてしまうんです。</p>

<p>勝俣委員</p>	<p>こちらの地域にある認知症カフェが素晴らしいチラシを作ってくれて「町内の方々、ぜひお越しください」と。役にも立ちますし。こういうチラシを作ってくれても、町内会で役員の方が見たときに「これは営業扱いだから、町内会の回覧で回せない」ということになって、私は役員の方と議論したんです。「今の時代、市もこうやって支援しているのに、町内会が扱えないっていうのはおかしい」って、今も継続して議論しているんですよ。そういう意味でも専門的な方が町内会に入ってもらってアドバイスしてもらえると、役員の方々の思考も柔軟になって「重要性、必要性があるんだな」と認識が変わるのかなと思います。</p> <p>町民の皆さんに有意義な情報なんですけど、それを回覧できないという現状に対して非常に歯がゆさを感じておりまして、回覧を回すという作業をする担当の方の考え方が硬直化していて「ダメ、回覧しない、扱わない」というふうになってしまっているのです、そういうところを市で助言してほしいですね。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>これは各町内会ごとの判断でやっているのですか？</p>
<p>勝俣委員</p>	<p>恐らくそうですね。町内会によっては、そういうことに関係なく、町内会員のためだからということで回覧するところもあるでしょうし、たまたまうちのところのように営業に関わるようなチラシは一切回覧しないと決めているところもあって、そういう部分について市も関わられるようになってもらって、「現状と合わないのではないですか」とアドバイスをしてもらえると、考え方が少し柔軟になって、「やはり今の時代に自分達が決めた内容はそぐわないんだな、ちょっと変えていかなければならないんだな」という気持ちになっていけば、非常にいい方向に行くのではないのかなと思うんですよね。そういうところで関わってもらえると助かります。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>今のお話は、前回資料4の9ページの32条「安全で安心なまちづくり」に関わってくるところかな、と。そこで、町内会などと市が連携してやっていく必要があるという内容に関わる部分で、個別の事柄についてはそちらでもまたやりたいと思います。</p> <p>今日この場では扱わないということではないですが、いろんなところと市が連携していくべきということですね。</p>
<p>堀口委員</p>	<p>私も町内会で活動しているんですけども、マンションが何棟かあるのですが、やはり高齢化社会ともなりますと、先日の地震で上層階に</p>

堀口委員

水を持っていくのに困った事例がかなりあって、管理人さんから「町内会で何とかしてくれないか。」ということで、「十何階までポリタンクを持って運ぶスタッフを用意しましょうか。」と話し合ったことがありました。

そんなこともあって、町内会の比較的に若い人達が「高齢化社会だから『町内会困った会』をつくろうか」となりまして、「何か困ったことがあったら誰々に電話して」と。直接助けることはできないかもしれないけれど、もしできなかつたら専門の方に紹介するなどして関わっていくことにして、「困った会」の事業をスタートさせているんです。今、5、6件あって、例えば「タンスが重いから」とか「雪囲いが倒れたから」などで皆で直したりするなどして活動しています。

そうやってできるだけコミュニティに集まってくるようにして、映画を観て食事をするとか、小さなものづくりをやるなどして徐々に浸透させていこうと思ってそういった事業をスタートさせています。

また、今、認知症カフェの話がありましたが、先週、医師会が主催する「健康教室」がありまして、テーマが「呼吸器疾患（肺）」と「認知症」の二本立てで、「認知症」についてのお話がありまして、「認知症というものは高齢になったら避けて通れない」ということで、事例として、今まで認知症の専門医だった先生が認知症になったというお話でした。そして、自分が専門医で認知症になったからということで、徐々に進行していく各段階を公表していたそうです。

ただ、認知症になったからと言って引きこもったり、地域社会から排斥するというのではなく、認知症の人でもできることがあるので、市民の一人として、人権があるのだから「地域社会の中」に入ってもらおう、例えば、認知症カフェのように何かできることがあったら、「中」に入ってもらおうような制度を日本で作っていかなければならないという話しでした。今、認知症カフェの話があったので、認知症の人も家に引きこもらないでどんどん私達の町内会のサロンに来られるような体制作りを何とかできないかな、と。先日の「健康教室」でいいアイデアをもらったなと思って聞いてきました。

石黒先生

この条例にも書いてありますけど、「コミュニティの主体性及び自立性」を損なってはいけないということなんですが、各町内会独自にいろいろなことを考えてやっていくという前提で、先ほどの話にもありましたように、その時に市で専門的知識を有する職員、あるいは専門ではなくても一定の情報を知っている職員が入って助言してくれるといい、というように市がこういう形で関わってくれたら、すごくよくなるのではないかというものが他にあれば、ご指摘いただければ市に

石黒先生	対して検討をしていただきたいと思います。他にはございませんか？
堀口委員	<p>前回、コミュニティ推進室のような窓口、そこに相談し、そこを仲介して支援員を派遣してくれるパイプ役のような部署を作ってくれると相談しやすいという話題が出ましたよね。</p>
石黒会長	<p>そうですね、横山先生から指摘のあったお話で、他の方もご意見されていましてよね。庁内会議にかけられるわけではないのですが、他には何かありませんか？</p> <p>ちょっと聞きたいんですが、前回資料4の4ページ、今の「コミュニティ」の部分なんですけど、条例の施行前も施行後もそうなんですけど、町内会、老人クラブ、それから認知症カフェの話が掲載されています。若者のコミュニティ活動とか取組などで何か挙げられるものはないのですか？最近、新聞で小樽市勤労青少年ホームで若い人が同ホームのリフォームをしたという話題を知ったのですが、あれは市の活動かと思ったのですが、どうなんでしょうか？</p>
事務局	あれは市の活動ですね。
石黒会長	<p>若い人達がやりたいというものを後押ししたのか、詳細の事情は分かりませんが、そのような取組も取り上げてもいいのではないのでしょうか。「若い人達の集う場所があって、いいですね」などという意見が書かれた記事を読んだ記憶がありまして、そういうこと、若い人の活動もやっているのではないかなと思います。</p> <p>あと、女性の子育て世代の人達が集まっているいろいろな情報交換したりできる場など、他の自治体でしたか？</p>
田口委員	いっぱいいろんなところでやっていますね。
石黒会長	市との連携ということではなくて、市民だけの独自の、ということでしょうか？
田口委員	一応、この前回資料4の4ページの第9条の施行後の取組の中で「小樽わくわく共育ネットワーク」が掲載されていますが、これは私が担当しているところなんですけど、これは民間の人も加えた、そういう居場所づくり、ママ達の居場所づくりというのをやっています。
石黒会長	「協働によるまちづくり」第9条と「コミュニティ」第10条のそ

<p>石黒会長</p>	<p>それぞれの取組に掲載されているのが別ということではありませんものね、NPOですとかそれ以外の活動は。確かに第9条の取組ではいろいろあるんですね。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>今、コミュニティの話が出たのですが、東京に高島平というところに団地があって、日本でも一番古い団地なんですけど、そこができてから40年以上、50年近く経って老朽化していて、住んでいる人もお年寄りばかりになって、どんどん部屋が空いていくという状況だったらしいんですよ。無償かどうかは覚えていないのですが格安か何か分かりませんが、そこを大学生に貸し出して、その代わり町内活動に必ず参加するという条件付で、近くの板橋区の大学生をそこに住まわせて、コミュニティづくりがものすごくうまくいっている例としてテレビで紹介されたのを見て、すごく感心したのです。</p> <p>小樽もそういう意味では、空き家ってたくさんありますよね。町内会でも家に人が住んでいなくて空き家がたくさんあって、空き家の防犯というのも、結構、町内会で大きなテーマになっているのです。例えばそういうところに、商大生がいいかどうかは別にして、「近く」だとしたら商大だと思うんですが、無料だともっといいんでしょうけど、格安で商大生に貸して、その代わり、条件としては町内活動に参加するなど、あるいは、子どもに勉強を教えるとかですね、そういう町民との関わりをあえて場所を提供することでコミュニティを作っていくというのも、小樽は特に必要なのではないかと思って、東京のその取組を思い出しました。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>空き家問題に関わる条文というのはありませんけど、「安全で安心なまちづくり」(第10章)においては、防犯や安全という観点から関係がありますし、商大生もやっているんですけど、子どもに勉強を教えたり、高齢者や認知症の方を支援する活動もやっています。</p> <p>市営住宅で空き部屋は多いのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>古い市営住宅などは空いているようです。塩谷ですとか。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>空き家問題や高齢者対策などをセットにして、柔軟な公営住宅利用条件など検討して、条例改正が必要なんでしょうけど、いろいろと考えていく必要があるのかなと思います。</p> <p>他に何かございませんか？</p>
<p>田口委員</p>	<p>この自治基本条例検討委員会では、条例の条文を見直し、改正して</p>

<p>田口委員</p>	<p>いってもいいわけですね。</p> <p>本当は「まちづくりセンター」のようなものがすぐできて「まちづくり」活動をする人達が支援にまわってくれるという施設がポンとできればいいんですけど、簡単にできるものではありません。</p> <p>私は別に積極的に条例を変えたいというわけではないんですが、先ほどのコミュニティの問題もそうですし、前回も話題になりましたが、行政がもっと積極的に「まちづくり」に関わってもらおうということをやろうために、例えば、第19条に「職員の責務」というところがあるんですが、もう少し職員の背中を後押しするような文言を加えてもいいのではないかと思います。第19条でうたうことが適切かは別として。</p> <p>今、具体的な案をもってお話ししているわけではないんですけど、結局、コミュニティなど全てに関わってくるのは、やはり市職員です。もし条例を改正するのであれば、職員の背中を押し、応援するような文言を加えてもいいかもしれません。</p> <p>職員としては「責務」という表現に重さや圧力のようなものを感じて辛いかもしれませんが、そこをある程度、あるいは、詳しく条文でうたうのも一つの方法なのかなと思います。というのも、前回も話しましたが、まだ、条例が市の職員に浸透していないので。</p> <p>「まちづくりセンター」のような施設ができれば本当にいいのですが、このままだったら、結局この検討委員会が終わった後も変わらないんじゃないかな、と。そう考えると、市の職員の方により深く踏み出してもらおうというか、関わってもらうためにも「改正」を視野に入れてもいいかもしれません。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>条例の精神を実効あるものにするには、仕組みを作らないとなかなか難しいと思うんですね。この検討委員会でそこまで踏み込んでできるかどうか分かりませんが、今のままやれ、と言われてもできないと思うんです。何かできる仕掛け、仕組みを作る土壌だけでも、この検討委員会の中でできたらいいなと思いますね。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>今、田口委員からご指摘あったところは、この条例の条文で言えば、次回に検討する部分、前回資料4の7ページの第19条第3項のところですね。</p>
<p>田口委員</p>	<p>ここに加えるのがいいのかどうかは分からないんですけど。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>この条例の案を作成した時に、田口委員が今ご指摘されたことが、</p>

<p>石黒会長</p>	<p>この第19条第3項でこのような形で盛り込まれたわけですね。「職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加する…」と。</p>
<p>田口委員</p>	<p>そう書いてあるんですよ。書いてあるんですけど、これを見て、では、現状がそうなっているかと言うと、なっていない。あえて、もしこの検討委員会で、ここだけが若干詳しくというか、一言でも二言でも、条例なのであまり細々と要綱や規則のように書けないんですけど、何かそこにさらに手厚く書くことによって、「職員、頑張っね」という思いを載せるというか、そういうことをすることによって、今後、コミュニティやいろんなところに職員が動いてくれるきっかけになればいいな、という思いです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>今、条例をさらに見ますと、第8章の市の「行政運営」というところや仕組みということに関わることで、一人一人の職員の意識のことを考えることも大事ですけども、それとセットで考える必要がありますよね。「行政運営」の中や、第5章の「市長の責務」など、特定の条文ではなくて、これらが組み合わさった形で一定の取組が必要なのではないかということをごここで、必ずしも「条例の条文を変える」という意味ではなくて、何らかの指摘は考えてもいいのではないかと。どういう形の文言かは別として。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>例えば、仕組みとして、何かの「場」を作るのも大変なので、今風にポイント制度を作るとか。一年間に何ポイント以上獲らなければいけない、というような。いろんなものを条件を並べて、そういうところに参加・出席したら1ポイント、2ポイントという形で喚起するとどうかなと思うんですけど。ごく普通に、それが「責務である」ということをもっと別な形に変えて運営するいい方法になるかな、と。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>数値化するということですね。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>そうですね。やはり評価をされないと、なかなか仕事をしている人にとっては厳しいものがあると思うんです。本来はそうではないと思うんですが。それも一つの評価、指標になるという何か具体的なものがあつた方がいいかなと思います。</p>
<p>大屋委員</p>	<p>小笠原委員の今の話で思い出したんですけど、奈良の明日香村に石舞台があつて、そこが一つの公園になっているんです。その公園に</p>

<p>大屋委員</p>	<p>桜を植えて掃除したら何ポイントなど、ポイントが貯まると、枝に短冊のような形で名前を下げられるという制度があって、どういう経緯か詳細は分からないですけど、通りに面して桜がズラッと並ぶようになり、桜の名所になったんですよ。そういうポイント制度もいいですよ。ふっ、とそれを思い出しました。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>いろんな仕組みが必要で、それで今、一案としてそういうものもあるのではないかとということでしたが、この検討委員会で「こういうことをやるべきだ」というところまで行けるとなおいいかもかもしれません。そこまで行けなくても、そういうことも含めた仕組みを検討しなければいけないのではないかとということでも構いません。</p>
<p>荒田副会長</p>	<p>今、いろいろと、ポイントの話だったり、市職員の意識の話もあったんですけど、その前に話があった市の窓口となる組織というところ、ちょっとこだわっているようで恐縮なんですけど、今回、地震があって、私は石油販売業に携わっているんですけども、市役所と業界とで災害協定を結んでおり、発電機に必要な石油を供給するという協定で、市役所のいろんな部署からご連絡をいただきました。災害対策室ですとか、建設部ですとか、その他にもいくつかあったと思います。</p> <p>こういう事態ですから市役所も大変な状況で、恐らく暗いうちから職員の方々が市役所に集まって対応を協議・判断しながら動いて、すごく大変だったんだろうなと思うんです。</p> <p>防災の話になるともっと後ろの第32条の部分ですけど、コミュニティとかいろんなつながりがあったり、防災訓練などをやることも必要なかもしれませんが、日頃からそういう連絡というか、私はたまたま直接電話をいただいたんですけど、コミュニケーションのための窓口や組織というところ難しいのかもしれませんが、今回の震災があったことで、普段から町内会などと連絡をとりあう形にはなっていたと思うんですけど、こういう時によりそれを深めていくのも一つなのかなと思いました。</p> <p>防災だけではなく、安全・安心のまちづくりということなので、そういう切り口から深めていくのも一つと思いました。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>災害があった時にどのように行政と市民が、連絡を取り合うかということを検討する部署や体制というのはあるんですよ？</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そうですね。</p>

石黒会長	今のお話のように、今回の震災のような事態に備えて石油業界とは協定を結んでいるんですね？
事務局	どのように連絡するかということは決めています、今回のケースはさすがに初めてなので、実際にそれがうまく機能したかについては、検証が必要だと思います。
石黒会長	万全だったかは別にしても、ある程度想定して、一定の成果のようなものを挙げているんですね。
荒田副会長	様々なところから連絡がきたことが悪いということではなく、普段からの付き合いなどが無いと難しいと思うので、そういうことが大事かなと思います。
勝俣委員	<p>今の話の続きで、今回本当に役に立ったなというのが、FMおたるさんです。市役所からのお知らせということで、随時、詳細に放送してくれて、非常に助かったな、と。これは恐らく、小樽市とFMおたるさんと、ある程度のやり取りがあって、ということだと思うんですよ。電気が通っていなかったのも電池か手動でグルグル巻いてかけるようなラジオや車の中のラジオで聞いていましたけど、細かな情報をあのよう小樽市からのお知らせという形で随時流していたので、とても助かりました。避難所がちょっと遠かったということもあって困ったと言う方もいらっしゃいましたけど、あの様な情報というのは非常に良かったので、私はいろんな人に「とにかくFMおたるを聴きなさい！」と、「聴けば情報が分かるよ」と言っていました。やはり、市とFMおたるの関係がしっかりしているからだろうなと思います。</p> <p>今後、またあの様な震災などが起こってもらっては困るんですけども、何か大きなことがあれば、そういう関係が強く結ばれていればいいなと思いました。</p>
荒田副会長	FMおたるさんの件で一点。FMおたるでそういう情報が流れていることを知らない方も多いですね。事前にそれが分かっていると、よりスムーズだったのかなというのが、今回の教訓としてあったのかなと思いますね。
勝俣委員	私もフェイスブックなどで、小樽に住んでいる人には「FMおたるを聴きな」と発信して、そのあとで電波が来なくなってしまって携帯もつながらなくなってしまったんですけども、通信ができる間はとに

<p>勝俣委員</p>	<p>かく情報を発信したんですが、普段、「何かあったらFMおたるを聴きなさい」という情報があれば、もしかしたら市民はみんなそのようにしていたかもしれません。</p> <p>今後は、「何かあったら市の情報はそういうところで流すから、聴ける人は聴いてください」と周知していくのも一つの手段かなと思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>今回の部分ではありますけれど、「安全で安心なまちづくり」の取り組みの中、前回資料4の9ページで「事業者との災害時・緊急時における各種協定の締結」が挙げられていますが、それに関係する情報提供がまだ足りない部分はあったのかもしれない、ということはあるかもしれません。</p> <p>ちょっと思ったのですが、今日の検討範囲である第14条「事業者の権利及び責務」、特に「責務」のところですね、そういう災害時の安全・安心なまちづくりに関連して、市と協定を締結している事業者がいるというわけですよ、全部は難しいですけども、そういう事業者もここに挙げてもいいですね。その方が、自治基本条例がまだまだ市民に浸透していないところがありますから、実は自治基本条例に基づいてる活動でもあるんですと、事業者の方にもお話できると思います。また、市役所の担当者にも条例が浸透していくと思います。</p> <p>研修で、条例がこうなっていますと講義することも大事ですけど、それだけ聞いても自分の実際の仕事に連結してこないで、実際の自分の仕事に関わってくると条例も職員にとって身近なものになって、その職員が市民のまちづくりと関わることで、市民にも浸透していくことになると思います。</p> <p>自分達の活動がこの条例に基づいているんだという意識ができるようにリストアップされていたらいいかなと思います。</p> <p>その中で「まだ足りないところがあるんじゃないかな？」ということも出てくると思います。「こういう活動があって、なぜあの活動がないのか？」と言う意見があったり、そうなれば「実はあります」とか、「確かにないね、やらなければならないね」ということになるかもしれません。荒田副会長のお話を聞いて、そう思いました。</p> <p>コミュニティへの情報の集積や連結の「仕組み」というか「場」というのは、安全・安心、災害の問題だけじゃなく広がっていけば、「こういう問題にも使えるよね」というふうになると思います。</p> <p>先ほどの小笠原委員の指摘から始まって「仕組み」などの意見がありましたので、最後にまとめる時に、「例えば、このようなことが考えられるけど、仕組みを作っていくことが必要なのではないか」という</p>

<p>石黒会長</p>	<p>ようなことが言えるかもしれないし、言わなければいけないかもしれません。</p> <p>ただ、皆さんもご存知のように、市の職員でまちづくりに関わっている方はたくさんいます。そのような方々に対して「評価」する必要があると思うんですけど、他方で「評価」されるとやりにくいと言いますか、あの人は「評価」がついている人でこの人は「評価」がない人となると、やりにくいということはないでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>地域のまちづくりに入っていくにしても、所属している部署にもよると思います。たまたま地域と接点がある部署に配属された職員だと、接点があるわけですから、その地域に入っていけばポイントを稼ぎやすいですけど、地域と接点がない部署も市役所には実際にあるものですから、そういう職員は不利かなと思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>どこの組織もそうだと思うんですけど、大学なんかもそうですし、評価システムというものがありません。でも、評価システムがうまく機能するといいますが、それが適切ではない評価システムになると職員の意欲も下がって、却ってうまくいかなくなる危険もあるので、いろいろ注意しながらやらなければいけないこともあります。</p> <p>逆に、今までそういうことで何も手をつけなくて、皆の善意に任せようという形だけであれば限界ですよ、という時代ですよ。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>先ほどの、接点のない部署ってあるじゃないですか。接点のあるところは、観光振興室なんかはまさしくそうですよね。でも、接点のないところの方でも、町内会は必ずありますよね、小樽に住んでいれば。札幌だとちょっと別ですけど。ですから、そういう部署の職員は町内会に積極的に関わるようにしたらいいと思います。活躍する機会は必ずありますので、ぜひ職員の皆さんに頑張ってほしいです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>頑張っている人を後押しするようなものがあれば、やっている方も励みになるでしょうし、市民にとってもいい方向に行くわけですから。いろんな仕組みが必要だという指摘は、皆さん、異論ないでしょうし。</p> <p>他にはどうでしょうか？今なくても後で出しても結構ですので、次に進むことにさせていただいてよろしいでしょうかね。</p> <p>では、次は、前回資料4の5ページにある第5章からですね。こちらについて説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 前回資料4（5～6ページ 第5、6章）及び資料2-2の説明 —</p>

<p>石黒会長</p>	<p>それでは、今説明いただいた部分について、ご質問・ご意見などがございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>先ほど、議会では中継されているというお話で、それが「開かれた議会」の取組の一つということですよ。資料2-2にも平成28年度から本会議インターネット中継を本格実施、予算特別委員会も試行している、と。今のところ、インターネット中継は、本会議と予算特別委員会だけなんですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>現状はそうです。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>この検討委員会は市長から検討を依頼されて検討内容・結果を市長に答申するものですので、議会のことをこちらの検討委員会で検討して、市長部局から議会に「見直すよう議会に伝えよ」ということにはややためらうところがあります。</p> <p>条例制定のときも、議会の分野については議会の自主的運営ということも考慮すべきという判断でしたしたので。</p> <p>ただ、「こういうところを改善していただきたい」という考えがあれば、ご指摘していただいて問題ありませんので、「まだまだ開かれていない」などのご意見があれば、あるいは、「さらに推し進めていただきたい」とか、何かございませんか？</p> <p>私からお聞きしたいのですが、インターネットの中継を見た人がいた場合にその件数をカウントできるものなのですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>詳しくはないのですが、多分できると思います。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>そうすると、結構な人が見ているという感じなのでしょうか。議会関係者の中で「どれだけ見られているか」などの感想はあるのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>特に聞いていないですね。</p>
<p>勝俣委員</p>	<p>内部では分かるのでしょうかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>議会の方は、「市民と語る会」も平成25年から始まって、年に2回くらいでしょうか、市民に対して分かりやすく情報提供して開かれた議会運営にも努めています。</p>
<p>石黒会長</p>	<p>地方議会については、いろんな自治体で「議会基本条例」を制定し</p>

石黒会長	たり、それぞれの議会で「開かれた議会」推進の取組をされていたりしています。また、議会の方に「市民と語る会」などもあって、市民からいろんな声をいただいているでしょうから、議会についてはここでは以上でよろしいでしょうかね。
堀口委員	ちょっとお聞きしたいのですが、(総合計画策定のための) アンケートの対象者人数はどうなっているのですか？
事務局	総合計画については、1, 000人規模ですね。
堀口委員	これは電話調査やペーパーを渡したりして実施したのですか？
事務局	アンケートの手法については、次回までに確認して、詳しくご報告したいと思います。
石黒会長	前回資料4の5ページのアンケート等の欄を見ると、「総合計画策定のためのアンケート」の中に「どのようなまちづくりに参加したか」という項目も入れて調査したということですね。
事務局	今回の反省の一つなんですけども、実は自治基本条例として各条文のアンケート調査をしたことがありません。たまたま総合計画ですとか7月のフォーラムで、自治基本条例に関連したアンケート調査結果があったので掲載しております。
石黒会長	それで問題はないと思いますけど、ちなみに「総合計画策定のためのアンケート」でこういう項目を入れたのは、総合計画の中に「市民参加によるまちづくりの推進」をしていくべきという考えが入るかどうか、ということもあるので入れたということですか？
事務局	第6次総合計画の時もその次にも、「行政運営の柱」ということで「市民参加の推進」がうたわれていまして、そういう指標があるので、こういう項目を入れているということです。
石黒会長	そうですか。 では、他にご意見・ご質問はございませんか？よろしいですか？ 本日は第6章までを予定していました。 今の部分だけではなくて、全体を含めてご意見・ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？

石黒会長

今日の議論の中でも前回の内容、次回検討予定の内容がありました。また次回の時に今日、前回の話題を併せて出させていただいて構いません。今日の時点で解決しておきたいことなどあれば、ご発言いただきたいと思いますが、今日のところはこれでよろしいですか？
それでは本日はこれまでといたします。ありがとうございました。